

## 大雨により被害を受けられた組合員の皆様へ

〔 公立学校共済組合広島支部  
一般財団法人広島県教育職員互助組合 〕

平成 30 年 7 月 5 日からの大雨により被害を受けられた公立学校共済組合・互助組合の組合員の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今回の大雨により被害を受けられた組合員の皆様に対し、次のような支援制度を実施しています。詳しくは、お問合せ先欄の担当係にご相談ください。

公立学校共済組合の組合員・被扶養者の皆様へ									
番号	区 分	内 容	お問合せ先						
1	災害見舞金	<p>【概要】非常災害により組合員や被扶養者の住居、家財に 1/3 以上の損害が生じたときに支給します。</p> <p>【給付額】損害の程度に応じて：標準報酬月額額の 0.5～3 か月分</p> <p>【提出書類】</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">必須書類</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>           弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書            (13-001, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード)            り災証明書(市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの)            り災状況等報告書(13-005, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード)            り災部分等の写真         </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">「全壊・全損」 以外の場合に 必要な書類</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>           家財被害状況内訳書(13-007, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード)            家屋平面図(り災部分を朱書してください。)            修繕見積書(修繕業者作成のものです。)            家屋の価値がわかる書類(固定資産税納税通知書など)         </td> </tr> </table> <p>※ 共済組合広島支部 HP に申請書様式を掲載しています。            トップページ → 様式ダウンロード集 → 様式ダウンロード(給付金 12 から 17) → 該当様式を印刷</p> <p>※ 請求書受理後に現地調査をさせていただく場合があります。            現地調査は、あらかじめ日程調整のうえ、立会をお願いしますので、ご了承ください。</p> <p>※ り災状況により、提出の難しい書類がある場合は、ご相談してください。</p>	必須書類	{	弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書 (13-001, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード) り災証明書(市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの) り災状況等報告書(13-005, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード) り災部分等の写真	「全壊・全損」 以外の場合に 必要な書類	{	家財被害状況内訳書(13-007, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード) 家屋平面図(り災部分を朱書してください。) 修繕見積書(修繕業者作成のものです。) 家屋の価値がわかる書類(固定資産税納税通知書など)	短期給付係 <b>☎082-513-4957</b>
必須書類	{	弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書 (13-001, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード) り災証明書(市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの) り災状況等報告書(13-005, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード) り災部分等の写真							
「全壊・全損」 以外の場合に 必要な書類	{	家財被害状況内訳書(13-007, 共済組合広島支部 HP よりダウンロード) 家屋平面図(り災部分を朱書してください。) 修繕見積書(修繕業者作成のものです。) 家屋の価値がわかる書類(固定資産税納税通知書など)							

【参考】公立学校共済組合広島支部 HP <https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>

公立学校共済組合の組合員・被扶養者の皆様へ(続)

番号	区 分	内 容	お問合せ先
2	組合員証等の再発行	<p>【概要】被災に伴って、組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証等を紛失等した場合、再交付します。</p> <p>【提出書類】再交付申請書(08-005)(所属所経由で提出してください。)</p> <p>※ 共済組合広島支部HPに申請書様式を掲載しています。                      トップページ → 様式ダウンロード集 → 様式ダウンロード(標準報酬・掛金・資格関係)</p>	短期給付係 ☎082-513-4957
3	弔慰金 家族弔慰金	<p>【概要】組合員や被扶養者が、非常災害により亡くなられたときに支給します。</p> <p>【給付額】 弔慰金：標準報酬月額1月分                      家族弔慰金：標準報酬月額1月分×70/100</p> <p>【提出書類】 弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書                      (13-001, 共済組合広島支部HPよりダウンロード)                      ※請求書の市区町村長・消防署長又は警察署長の証明が相手方の都合により取得できない場合、①と②を添付してください。                      ①事故報告書(9-029, 共済組合広島支部HPよりダウンロード)                      ②死亡の事実を証明する書類(所属所長の原本証明のある死亡診断書の写し等)</p> <p>弔慰金のみ { 遺族の順位が証明できる書類</p> <p>※ 共済組合広島支部HPに申請書様式を掲載しています。                      トップページ → 様式ダウンロード集 → 様式ダウンロード(給付金9から11)(給付金12から17) → 該当様式を印刷</p>	短期給付係 ☎082-513-4957
4	災害対策事業資金	<p>【概要】災害救助法が発動された地域内外で被害を受けられ、前記1の災害見舞金(短期給付)の支給を受けられる方に災害対策事業資金を支給します。</p> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法が発動された地域内で被害を受けられ、短期給付の災害見舞金の支給を受けられる方</li> <li>・災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受けられ、かつ、短期給付の災害見舞金の支給を受けられる方</li> </ul> <p>【給付額】対象となられた組合員1人当たり30,000円</p> <p>※ 短期給付の災害見舞金等の請求手続きを、見舞金の請求手続きに代えていますので、災害対策事業資金を受けられるために、提出していただく書類はありません。</p>	健康管理係 ☎082-513-4956

公立学校共済組合の組合員・被扶養者の皆様へ(続)

番号	区 分	内 容	お問合せ先
5	メンタルヘルス (心のケア) 相談 (保健事業)	<p>【概要】ご家族や暮らしなどにかかわる心配ごとや悩みごとについて、専門医療機関、臨床心理士、産業カウンセラーなどによるメンタルヘルス相談を行っています。秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。</p> <p>※ 共済組合広島支部 HP に各相談事業とその利用方法等を掲載しています。 トップページ → 厚生サービスを利用する → メンタルヘルス相談</p>	<p>健康管理係 ☎082-513-4956</p>
6	貸付制度	<p>現時点での制度です。今回の災害が特定激甚災害（公立学校共済組合理事長が指定するもの）に該当した場合は、別途通知します。</p> <p>(1) 災害貸付け 組合員又はその被扶養者が、非常災害を受けたため資金を必要とするとき (申込期間…り災後3ヶ月以内) 〔・最高限度額 200 万円 (貸付状況に応じて異なる)・最長償還回数 120 回 ・年利率 0.99%〕 【添付書類】り災証明書（市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの）</p> <p>(2) 住宅災害貸付け 組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築、購入、修理、敷地の補修等をするため資金を必要とするとき。 (申込期間…①り災後 1 年以内 ②激甚災害を理由とする住宅災害貸付けの申込み期限については、激甚災害の期間終了後 3 年以内) 〔・最高限度額 1,900 万円 (給料と組合員年数に応じて異なる)・最長償還回数 360 回 ・年利率 0.99%〕 【添付書類】り災証明書（市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの）</p> <p>(3) 一般貸付け（説明は省略しますが、ご相談ください。）</p> <p>(4) 償還猶予 住宅または住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき（ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付けに限る。） 【猶予期間】申出の日の属する月の翌月から 12 か月の範囲内 【提出書類】償還猶予申出書 【添付書類】り災証明書（市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの）</p> <p>※ 共済組合広島支部 HP に参考資料を掲載しています。 トップページ ⇒ 手続きナビ ⇒ 資金を借りる</p>	<p>経理貸付係 ☎082-513-4955</p>

**広島県教育職員互助組合の組合員・被扶養者の皆様へ**

番号	区 分	内 容	お問合せ先
1	死亡弔慰金 家族死亡弔慰金	【概要】 組合員や被扶養者が亡くなられたとき、支給します。 【給付額】 (死亡弔慰金) 100万円 (組合員) (家族死亡弔慰金) 30万円 (被扶養配偶者) 又は 2万円(その他の被扶養者)	☎082-228-1386
2	災害見舞金	【概要】 組合員が水震火災その他非常災害によりその住居、家財に損害を受けたとき、以下の(1)又は(2)の支給要件により、災害見舞金を支給します。 (1) 【支給要件】 共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき 【給付額】 共済組合から標準報酬月額0.5～3.0月分の災害見舞金が給付される時……6万円～30万円 (共済組合への災害見舞金の請求手続きで、この見舞金の請求手続きに代えています。) (2) 【支給要件】 共済組合から災害見舞金の給付がされないとき 【給付額】 ① 平屋建ての家屋で床上浸水を受けたとき…………… 3万円 ② 住居又は家財の5分の1以上の損害を受けたとき…………… 3万円 (①及び②の両方に該当するとき…………… 3万円)	☎082-228-1386
3	貸付制度	(1) 住宅災害資金貸付け 組合員が、水震火災その他非常災害により住居に損害を受けて資金を必要とするとき 〔・最高100万円 ・無利息〕 (2) 一般資金貸付け 組合員が、臨時に資金を必要とするとき〔・最高200万円 ・年利1.26%〕 ※住居又は土地の購入資金を除く。	☎082-228-1386

※ 請求書(申込書)のほかに、被災に関する書類等が必要となります。手続き等については、互助組合HP等を参照してください。  
また、詳しくは、互助組合へお問合せください。

【参考】 一般財団法人広島県教育職員互助組合HP <http://www.gojo.or.jp/>